

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」
の採択を求める請願書

紹介議員

古家昌和

井上正宏



令和5年8月18日

粕屋町議会議長

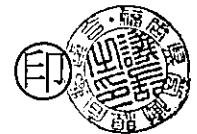
小池 弘基 様

請願者

住所 〒812-0016

福岡県福岡市博多区博多駅南1丁目9-8
ケイアイビル2階

氏名 福岡県労働組合総連合 議長 山下和博



電話番号 092-433-1833

【請願の趣旨】

福岡県労働組合総連合（略称「福岡県労連」）が2018年に実施した最低生計費調査では、福岡県内で生活する25歳の単身女性が一か月に支出する生計費は月額24万円、同じく男性は23万円に達することが判明しました。総務省統計局「家計調査」によると令和3年度の単身勤労者の消費支種と非消費支出を合わせて236000円となっており、福岡県労連の調査と大差ありません。フルタイム労働者が一週間40時間ひと月4週間働けば一か月の労働時間は160時間となり、前述の必要な生計費を満たすには、時給1500円が必要です。

福岡県の最低賃金は2022年10月8日870円→900円に改定されました。しかし総務省統計局の示した全国2023年2月の消費者物価指数は、2020年を100として104.0、前年同月比3.3%上昇したと公表しました。物価の高騰で労働者の実質賃金は実質的に低下し、最低賃金改定以前の状況になっています。こうしたことから福岡県労連は「急激な物価上昇に見合う、最低賃金の物価上昇に見合う再改定」を求めています。

最低生計費調査は全国の県労連が実施しており、福岡連の青年も、東京でも北海道でも沖縄でも全国どこでも概ね24万円が必要であることが判明しました。福岡県労連は最低賃金の決定は全国一律であるべきだと主張しています。しかし最低賃金法は第9条で地域別に最低賃金を定めることを求めており、最低賃金法の改定が必要です。現行法に基づく2022年の最賃改定で最高額は東京都の1072円、最低額は佐賀県、熊本県、大分県などの853円で219円の大きな格差となっています。こうした最低賃金の大きな格差は大都市へ人口の社会的流出を招く要因とも言われており、都市と地方の格差の拡大に影響を与えている可能性があります。なお、地域別最賃を採用しているのは経済開発協力機構（OECD）38か国の中では、カナダと日本だけです。

最低賃金法9条の2は地域別最賃の決定にあたり、地域の労働者の「生計費」「賃金」そして「事業者の支払い能力」を考慮して定めると規定しています。日本の雇用された労働者は、その7割およそ2800万人が全国430万の中小零細企業に雇用されています。国税庁が行った調査では調査対象の7割約250万社が赤字経営を強いられており、経営が苦しく容易に賃金を引き上げることができない状況です。こうしたことから福岡県労連は賃金の引き上げのために中小零細企業のうち賃金を引き上げる資金的な能力に乏しい企業に対して国や地方公共団体の支援を求めています。支援方法としては賃金引き上げ分の金額に対する直接支援、税金の減免、社会保険料などの使用者負担の減免などを想定しています。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように、公正取引ルールが実施される指導が必要です。

以上のように、労働者の生活を底上げし、購買力を上げる事で、地域の中小零細企業の経営も改善させる地域循環型経済の確立が可能となり、地域の発展に結び付くと考えます。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。

最低賃金法を改正し、全国一律制度を実現し、抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するよう請願します。

【請願事項】

1. 国に対して別紙の意見書を提出すること

最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書

第8波におよぶ新型コロナウイルス感染拡大と、気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰は、粕屋町民の生活を圧迫し、町内の中小零細企業を中心に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻である。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の「消費購買力」を引き上げること、そのためにも「賃金の底上げ」を図ることが不可欠であり、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差をなくす全国一律へ法改正をおこなうことがこれまで以上に重要になっている。

2022年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,072円、福岡県では900円、最も低い県では853円に過ぎない。毎日8時間働いても年収150万～190万円であり、最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。地域別であるがゆえに、福岡県と東京都では、同じ仕事でも時給で172円もの格差がある。この地域間格差は、15年で2倍に広がっている。

日本の最低賃金は、地域別であることから、海外と比べても上がらない原因になっている。現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めている。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなる。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められている。このように地域別制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥がある。人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることもできず、最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっている。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめ、冷え込ませている決定的な原因になっている。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースであり、このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできない。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で、全国一律制をとっている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を抜本的に拡充・強化する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。そのために、最低賃金を全国一律制度にし、抜本的な引き上げをしていくことを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

1. 政府は、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
2. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1500円以上をめざすこと。
3. 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

粕屋町議会 議長 小池 弘基

内閣総理大臣 宛

厚生労働大臣 宛

中央最低賃金審議会会長 宛